

第3章 施策の展開方向

この章では、本構想を推進するに当たっての主要な施策の展開について具体的にご紹介します。

第1節 知的財産が尊重される環境の醸成（条例第4条第1号）

本県において知的活動 — 知的財産を生み出す創造的な活動 — が活発に行われるためには、まず、県民の皆さんに知的財産に関心を持っていただくことが大切であり、そのための社会的気運を醸成する必要があります。

このため、事業者や県民の皆さんが知的活動を行う場を積極的に創出するための以下の取組を推進するほか、関係機関と連携した知的財産セミナー・研修の開催や、図書館の蔵書の充実など知的財産の理解促進のための取組を推進します。

（1）県民の知的財産に対する認識・理解の向上

取組方針

- 最先端の基礎科学やものづくり等に触れる機会を提供し、県民全体の基礎科学やものづくりに対する関心の向上を図ります。
- 「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。

具体的取組

- SAGA ものすごフェスタの開催
- 基礎科学やものづくりへの理解促進
- 「ものづくり」に対する再評価、ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げの一体的な施策の推進

成果指標

- サイエンスカフェ（※）の参加人数について、毎年度150人以上とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
サイエンスカフェの参加人数	人	150	150

※サイエンスカフェ

科学者などの専門家と一般の市民が、飲み物を片手に気軽に科学などの話題について自由に語り合うコミュニケーションの場。

(2) 事業者の知的財産に関する取組の推進

取組方針

- 県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携（※）などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組むとともに、県内産業をリードする中核企業の創出を目指します。
- 事業環境の変化に対応し、新事業展開等に取り組む中小企業に対し、とりわけ意欲や独創性のある企業に対しては、ビジネスモデルをデザインするといった視点からビジネスプランのブラッシュアップや販路開拓の重点支援などを行います。
- IT・クリエイティブ（※）関係の人材・企業について、相互の連携と競争の下、「ビジネスの高度化（縦への展開）」「他地域への応用（横への展開）」を進め、関連産業の飛躍と若者・女性への魅力的な就業機会創出を図ります。

具体的取組

- 関係者（地域産業支援センター、窯業技術センター、工業技術センター、産業企画課、ものづくり産業課）連携による総合支援
- 企業連携による高付加価値製品の開発支援や、企業展への出展支援
- 地域産業支援センターによる産学官連携コーディネート及び知的財産活用等の総合支援
- 九州シンクロトロン光研究センターの機能向上・利活用促進
- 経営革新計画（※）等による新製品開発やビジネスプランのブラッシュアップ支援
- トライアル発注事業及び首都圏商談会等による販路開拓支援
- 地域産業支援センター等における取引拡大、新製品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施
- IT・クリエイティブ関係の人材・企業への支援

成果指標

- 産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、毎年度 17 件（平成 27～30 年度までの累計 66 件）とすることを目指します。
- 経営革新計画の申請・承認件数について、平成 30 年度までに年間 80 件とすることを目指します。
- 佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数について、平成 30 年度までに 20 件とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	17	17
経営革新計画の申請・承認件数	件	78	80
佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数(累計)	件	8	20

※産学官金連携

産業界、学術研究機関、行政、金融機関の連携体制の構築・推進のこと。

※クリエイティブ

デザイン、ライティング、WEB アプリ・コンテンツ制作、動画制作など、いわゆるクリエイターと呼ばれる人材の創造性や技能・技術が価値を生み、文化を形成し得るような産業分野のこと。

※経営革新計画

中小企業新事業活動促進法に定められた制度で、新製品・新サービスの開発やその他のイノベーションに取り組む企業等が事業計画等を申請し、都道府県知事の承認を受けることで、政府系金融機関による融資などの優遇が受けられるもの。

(3) 文化における知的活動に触れる場の創出

取組方針

- 文化芸術に親しむ人の裾野を広げるとともに、取り組む層を厚くするため、多彩な文化芸術を楽しむことができる環境や、理解を深めるための機会の充実・拡充に取り組みます。
- 展覧会の開催や各種コンサートの誘致による“ライブツーリズム(※)”を促進します。

- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、“文化プログラム（※）”を推進します。
- 誰もが、いつでも文化芸術に関する情報が収集できるように情報発信に努めます。
- 佐賀県の特徴ある歴史や文化への理解を深められるよう、県立博物館等施設の展示運営の充実や来館者サービスの向上などに取り組みます。
- 気軽に文化芸術を鑑賞し、心地よい集いの空間となるよう、県立博物館等施設の在り方や施設整備の方向性について検討します。

具体的取組

- 県立博物館等施設において民間の資金やノウハウを積極的に活用した魅力ある企画展の開催
- 展覧会等と併せた関連イベントの実施
- マンガ、アニメーション、CG アートに代表されるメディア芸術に触れる機会の創出
- 県内外から多くの来場者を呼べる演奏会、舞台芸術、展覧会の開催又は誘致
- 文化芸術の分野において第一線で活躍している佐賀ゆかりの人物に光をあてた情報の発信
- 第一線で活躍している県出身アーティスト等による音楽イベントや体験型イベント等の開催
- 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした文化プログラムの推進
- 全国高等学校総合文化祭佐賀大会（平成 31 年）へ向けた高校生の文化芸術活動の支援
- ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を効果的に活用した文化芸術情報の発信

成果指標

- 県立博物館等施設の観覧者数について、平成 30 年度までに年間 100 万人とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
県立博物館等施設の観覧者数	人	900,000	1,000,000

※ライブツーリズム

芸術鑑賞者や音楽鑑賞者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す取組。

※文化プログラム

スポーツと文化の祭典である、オリンピック・パラリンピックにおいて、開催国で行うことが義務とされている文化イベントのプログラムの総称。

第2節 人材の育成（条例第4条第2号）

本県において将来にわたり活発な知的活動が行われていくためには、知的財産の創造の担い手となる人材を持続して育成することが必要です。

知的財産の創造の担い手には、現在の担い手と、将来の担い手—これからの産業や文化の発展を担う子どもや若者—が存在します。

現在の担い手に対しては産業人材の育成を行う体制を整備し、また、将来の担い手に対しては、知的財産に触れ、考える機会を創出し、知的好奇心を醸成するための取組を推進していきます。

（1）将来の担い手—創造性豊かな子どもや若者—の育成

取組方針

- 高等教育機関の充実を図り、県内高等教育機関等への進学者を増やします。
- 小・中学校、高等学校の学校教育や公民館等の社会教育の中で、文化体験・鑑賞教室などによる文化芸術に理解を深める機会を充実するとともに、文化芸術活動の発表の場を設けます。

具体的取組

- 県内高等教育機関等への進学者を増やす取組の検討・実施
- 高等教育機関等の設置・誘致の検討
- 高等教育機関等の設置に対する支援
- 県立博物館等施設の学芸員等の人材育成と展示内容の充実、調査・研究及び教育普及
- 地域や学校等での文化体験・鑑賞プログラムの実施
- プロを目指す若手芸術家の育成支援

成果指標

- 自県大学進学率（※）について、平成30年度までに17.6%とすることを目指します。（平成27～36年度までの10年間で25.1%（10%アップ）とします。）

区分	単位	目標	
		H29	H30
自県大学進学率	%	16.4	17.6

※自県大学進学率

県内の高等学校を卒業して4年制大学に進学した者のうち県内の4年制大学に進学した者の割合。

(2) 事業者の知的財産人材の育成支援

取組方針

- 「ものづくり」を再評価する機運の醸成や人材育成、技能・技術の磨き上げを進め、技能・技術を持つ人がこれまで以上に尊敬、評価され、また多くの若者が更に誇りと自信を持ち、ものづくりに従事できるよう「ものづくりを支える人・風土づくり」を推進します。(再掲)
- IT・クリエイティブ関係の人材・企業について、相互の連携と競争の下、「ビジネスの高度化(縦への展開)」「他地域への応用(横への展開)」を進め、関連産業の飛躍と若者・女性への魅力的な就業機会創出を図ります。(再掲)
- 地元民間の施設や組織等と連携しつつ、県全体があたかも一つのインキュベータースペース(※)「さがラボ」として機能するよう、機会の創出と場や人材の育成・支援に取り組んでいきます。
- 本県窯業の振興を図るため、伊万里・有田焼などの窯業技術者を育成します。

具体的取組

- 「ものづくり」に対する再評価、ものづくり人材の育成、技能・技術の磨き上げの一体的な施策の推進(再掲)
- IT・クリエイティブ関係の人材・企業への支援(再掲)
- 起業家・新興企業に対する機会の創出や起業支援者の育成支援
- 伝統技術の継承と後継者育成等を目的とした「窯業人材育成事業」の実施

成果指標

- 佐賀県が支援をしたIT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数について、平成30年度までに20件とすることを目指します。(再掲)
- 県や支援機関が支援した創業件数について、平成30年度までに150件とすることを目指します。
- 伊万里・有田焼産地の売上高について、平成30年までに51.0億円とすることを目指します。(暦年)

区分	単位	目標	
		H29	H30
佐賀県が支援をした IT・クリエイティブ関係の人材・企業による資金調達成功件数(累計)	件	8	20
県や支援機関が支援した創業件数	件	150	150
伊万里・有田焼産地の売上高(暦年)	億円	50.0	51.0

※インキュベート

起業や創業などを志す者を入居させ、支援する施設で、一般的には安価なオフィススペースなどの提供、マネージャー等による相談・助言なども行われる。

第3節 産学官の連携強化による基盤整備（条例第4条第3号）

創造された知的財産（新しい技術や高付加価値な製品、ブランドなど）は、適切に保護され、また活用（販売、実用化など）されることで研究開発等に要した費用を回収し、次なる創造につながっていきます。こうした「知的創造サイクル」を回していくために、創造、保護、活用のそれぞれの段階で取組をサポートしていく体制を関係機関等と連携しながら整備していきます。

また、知的創造サイクルにおいては、資金面も重要であることから、産学官に「金」（金融機関）を加えた連携体制を強化することで、知的財産の活用の実効性を高めていきます。

佐賀県において今後有望な分野（健康関連分野、エネルギー分野など）については、より具体的、戦略的な取組を推進していきます。

（1）知的財産の創出のための基盤整備

取組方針

- 若者の雇用の受け皿を確保するため、県内高校生及び大学生等（県外進学者を含む。）の地元就職やUJIターンを誘引するような、本県の成長をリードする企業を誘致します。
- コスメティック構想（※）において「アジアのコスメティックの拠点」・「環境整備」の実現に向け、ビジネス交流・支援事業等に取り組みます。
- 「天然由来原料の供給地」の実現に向け、地域資源活用事業、産学連携支援事業等に取り組みます。
- 「コスメティック関連産業の集積」の実現に向け、企業等立地促進事業等に取り組みます。
- 県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組むとともに、県内産業をリードする中核企業の創出を目指します。（再掲）
- 1次産業（農林漁業者等）と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ2次産業（加工分野）や3次産業（流通・販売分野）の企業との連携を推進するとともに、企業側からの6次産業化（※）も支援します。このため、佐賀6次産業化サポートセンターを中心とした1次産業（農林漁業者等）の6次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。

- 市場の拡大が見込まれる健康関連分野においては、本件の豊富な農林水産物資源等を活用した高い付加価値を持つ機能性・健康食品の開発について、さが機能性・健康食品開発拠点を中心に集中して支援を行うとともに、同拠点の機能強化を図ります。
- 海洋再生可能エネルギー（※）の実証フィールド及びその周辺海域へ関連事業者の進出を促進させ、その地域を中核拠点とし、海洋再生可能エネルギー関連産業の創出、地域活性化を目指します。
- 小水力などの再生可能エネルギーの産業化に向け、ビジネスモデルの構築に取り組めます。
- 県内企業の進出が可能な水素・燃料電池分野、研究開発テーマを見出すため、実証研究の誘致に取り組めます。
- 県内企業と試験研究機関等による水素・燃料電池関連分野の個別研究会を組織し、研究開発を推進することで、県内企業の技術の高付加価値化を進め、水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出を後押しします。

具体的取組

- 本県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野（コスメティック構想や6次産業）、経済波及効果の高い産業分野などの企業誘致
- 外資系企業の誘致
- 本社機能の移転やITなどの事務系企業の誘致
- フランスのコスメティックバレー（CV）（※）など協力連携協定を締結した化粧品団体との商談会の実施、展示会の相互出展
- ジャパン・コスメティックセンター（JCC）（※）会員企業同士のマッチングの場を設けるなどのJCCの取組支援
- 天然由来原料の探求・開発における産学官連携の研究開発
- コスメティック関連企業等の立地促進
- 関係者（地域産業支援センター、窯業技術センター、工業技術センター、産業企画課、ものづくり産業課）連携による総合支援（再掲）
- 地域産業支援センターによる産学官連携コーディネート及び知的財産活用等の総合支援（再掲）
- 九州シンクロトン光研究センターの機能向上・利活用促進（再掲）
- 地域産業支援センター等における取引拡大、新商品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施（再掲）
- 6次産業化サポートセンターを中心とした6次産業化の推進（相談、研修会、プランナー派遣等）

- 農林漁業における経営の多角化や2次・3次事業者が行う6次産業化の取組に対する支援
- さが機能性・健康食品開発拠点の機能強化及びコーディネータ等による支援
- 未利用資源等（※）についての活用策の検討
- 海洋再生可能エネルギー産業の創出、地域活性化
- 海洋再生可能エネルギー関連事業者の県内誘致
- 再生可能エネルギー関連分野への県内企業の参入可能性の分析
- 再生可能エネルギーの産業化に向けたビジネスモデルの構築
- 水素・燃料電池関連分野への県内企業の進出支援
- 水素・燃料電池関連分野の実証研究誘致
- 水素・燃料電池関連企業の誘致

成果指標

- 企業誘致数について、毎年度15件とすることを目指します。
- JCC会員企業のビジネス取引（輸出入、JCC会員企業間取引、原料取引（契約栽培））について、平成30年度までに35件とすることを目指します。
- コスメティック関連企業等の立地（製造業、物流業に加えて、「営業所・支店」「倉庫」「教育機関」「ラボ」等の開設など）について、平成30年度までに7件とすることを目指します。
- 産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、毎年度17件（平成27～30年度までの累計66件）とすることを目指します。（再掲）
- 6次産業化や機能性・健康食品の事業化について、平成30年度までに毎年前年比で10%増やし、22件とすることを目指します。
- 総合化事業計画の認定件数について、平成30年度までに62件（累計）とすることを目指します。
- 実証フィールド及びその周辺地域で実証実験又は発電事業を実施するための具体的な取組を始める事業者数について、平成30年度までに1者とすることを目指します。
- 再生可能エネルギー分野のビジネスモデルの構築件数について、平成30年度までに2件とすることを目指します。
- 水素・燃料電池関連分野の実証研究の新規実施件数について、平成30年度までに1件以上とすることを目指します。
- 水素・燃料電池関連分野における県内企業と大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数について、平成30年度までに4件とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
誘致した企業の件数	件	15	15
JCC 会員企業のビジネス取引(累計)	件	25	35
コスメティック関連企業等の立地(累計)	件	6	7
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	17	17
6次産業化や機能性・健康食品事業化件数	件	20	22
総合化事業計画の認定件数(累計)	件	48	62
実証フィールド及びその周辺海域で実証実験又は発電事業の取組を始める事業者数	者	—	1
再生可能エネルギーの産業化に向けたビジネスモデルの構築件数	件	—	2
水素・燃料電池関連分野の実証研究新規実施件数	件	—	1
水素・燃料電池関連分野における大手企業等とのマッチング又は県内企業が参画した研究開発の新規着手件数	件	—	4

※コスメティック構想

フランスのコスメティックバレー（CV）と唐津市との協力連携協定（H25.4.12）を契機に、唐津市・玄海町を中心とした北部九州に美と健康に関するコスメティック産業を集積し、コスメティックに関連する天然由来原料の供給地となることを目標としている。中長期的にはアジアのコスメティック産業の拠点となることを目指している。

※6次産業化

農林漁業者（第1次産業）自らが、地域の農水産物を用いて、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）まで行うもので、これにより農林漁業者の所得向上と地域活性化が期待される。

※海洋再生可能エネルギー

洋上風力、波力、潮流、海流、海洋温度差による再生可能な運動エネルギーを利用した発電方式。

※コスメティックバレー（CV）

世界最大級の化粧品関連産業集積地。フランス中部シャルトルを中心とした半径約150km圏内に約800の企業、7つの大学、約200の研究機関などが立地している。1994年設立。事務局はシャルトルにある。会員企業数は約320社。

※ジャパン・コスメティックセンター（JCC）

コスメティック構想を推進する産学官の連携組織。平成 25 年 11 月設立。事務局は唐津市にある。会員企業数は設立 1 年目で 100 社を超えた。

※未利用資源

利用用途がない、採算が合わないなどの理由でこれまで十分に活用されなかったり、廃棄等されてきたものを指しており、特にここでは農林水産業由来の未利用作物や未利用魚などのこと。

（２）知的財産の保護・活用のための基盤整備

取組方針

- 県内企業のイノベーションへの取組などを後押しする研究環境を整備し、知的財産の効果的な活用や産学官金連携などへの支援、オンリーワンの高付加価値な技術や製品を有する中小企業の育成に取り組むとともに、県内産業をリードする中核企業の創出を目指します（再掲）。
- 1 次産業（農林漁業者等）と、加工技術や販路、経営力に強みを持つ 2 次産業（加工分野）や 3 次産業（流通・販売分野）の企業との連携を推進するとともに、企業側からの 6 次産業化も支援します。このため、佐賀 6 次産業化サポートセンターを中心とした 1 次産業（農林漁業者等）の 6 次産業化や農商工連携等の支援強化を図ります。（再掲）
- 新たに外部組織を設置し、県外・海外における流通販売の推進体制を強化します。
- 県内事業者・生産者の輸出機運の醸成を図るとともに、知的財産の保護や、輸出先国が設定した衛生管理基準等を満たすことができるよう支援するなど輸出環境を整備し、輸出意欲の高い農業団体や食品事業者への支援の強化に取り組みます。

具体的取組

- 関係者（地域産業支援センター、窯業技術センター、工業技術センター、産業企画課、ものづくり産業課）連携による総合支援（再掲）
- 地域産業支援センターによる産学官連携コーディネート及び知的財産活用等の総合支援（再掲）
- 地域産業支援センター等における取引拡大、新商品開発、販路開拓等に関する各種支援事業の実施（再掲）

- 6次産業化サポートセンターを中心とした6次産業化の推進（相談、研修会、プランナー派遣等）（再掲）
- 農林漁業における経営の多角化や2次・3次事業者が行う6次産業化の取組に対する支援（再掲）
- 未利用資源等についての活用策の検討（再掲）
- さが県産品流通デザイン公社の設置
- JETRO（日本貿易振興機構）等と連携した輸出促進セミナーの開催
- 事業者等への巡回や相談対応
- 国や関係機関と連携した海外における地域商標等の保護
- 輸出促進体制の強化、整備

成果指標

- 産学官金の連携、研究開発による事業化件数について、毎年度17件（平成27～30年度までの累計66件）とすることを目指します。（再掲）
- 県や支援機関が支援した創業件数について、平成30年度までに年間150件とすることを目指します。（再掲）
- 6次産業化や機能性・健康食品の事業化について、平成30年度までに毎年前年比で10%増やし、22件とすることを目指します。（再掲）
- 総合化事業計画の認定件数について、平成30年度までに62件（累計）とすることを目指します。
- 生産者（団体）、事業者等が輸出に向けて展示会・商談会、海外販促、バイヤー招聘等に取り組む件数について、平成30年度までに年間130件とすることを目指します。
- 県産品を取り扱う海外輸入業者数について、平成30年度までに40社とすることを目指します。

区分	単位	目標	
		H29	H30
産学官金の連携、研究開発による事業化件数	件	17	17
県や支援機関が支援した創業件数	件	150	150
6次産業化や機能性・健康食品事業化件数	件	20	22
総合化事業計画の認定件数(累計)	件	48	62
事業者等の輸出に向けた取組件数	件	118	130
県産品を取扱う海外輸入業者数	社	37	40